

政令第七十三号

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年十二月一日とする。

## 理由

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。